

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	区域	施設の名称	指定管理者	指定期間
議第299号	中央区、北区及び西区	(1) 熊本市営住宅条例施行規則（平成10年規則第24号）別表第1各表団地名称の欄に規定する市営住宅（これらの市営住宅に係る共同施設を含む。） (2) 熊本市営住宅条例施行規則別表第2団地名称の欄に規定する市営改良住宅（これらの市営改良住宅に係る地区施設を含む。）	熊本市営住宅管理（中央・北・西）共同企業体 代表者 熊本市中央区辛島町4番35号 株式会社 明和不動産管理 代表取締役 川口 圭介 熊本市中央区帯山4丁目18番1号 株式会社 キューネット 代表取締役社長 西川 尚希	自 令和7年 4月1日 至 令和12年 3月31日
議第300号	東区及び南区	(3) 熊本市営住宅条例施行規則別表第3団地名称の欄に規定する市営単独住宅 (4) 熊本市小集落改良住宅条例施行規則（平成22年規則第44号）別表各表団地名称の欄に規定する小集落改良住宅	熊本市営住宅管理センター共同企業体 代表者 熊本市中央区九品寺2丁目6番57号 株式会社 コスギ不動産 代表取締役 小杉 周司 兵庫県西宮市六湛寺町9番16号 日本管財 株式会社 代表取締役 福田 慎太郎	自 令和7年 4月1日 至 令和12年 3月31日

(提出理由)

市営住宅、市営改良住宅、市営単独住宅及び小集落改良住宅の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。